

詳しくは…

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

個人番号カードの交付、 マイナンバーの利用が1月から始まります

昭島市マイナンバーコール
センター ☎042-519-2210
(12月29日～1月3日を除く)、
または、市ホームページへ。



マイナちゃん

1 個人番号カードとは

一人ひとりが持つ12桁のマイナンバー(個人番号)を証明する書類として、また、公的な本人確認書類として利用できるICカードです。

電子証明書を格納可能で、今後、さまざまなサービスを利用できるようになる予定です。

2 個人番号カードを交付

個人番号カード交付申請書、申請時に使用できる封筒、詳しい案内リーフレットは、既に送付したマイナンバーの通知カードに同封されています(受け取っていない方は**3**へ)。交付までの流れは次のとおりです。

①交付を希望する方は、申請書に顔写真を貼り、通知カードに同

封の封筒で送付

②交付の準備ができ次第、市役所から個人番号カード交付通知書を送付

③交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(お持ちの方)を持って、マイナンバーカード臨時窓口(市役所202会議室)へ

④本人確認を行ったうえで、カードに暗証番号を設定して交付(初回の交付手数料は無料)



▲個人番号カード

【本人確認書類】

*1点でよいもの = 運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手

帳(いずれも現在の住所・氏名が記載されているもの)など

*2点必要なもの = 健康保険証、年金手帳など

3 通知カードなどを受け取っていない方へ

交付申請書などを同封した通知カードは、転送不要の簡易書留で送付しています。このため受け取れなかった方、または、不在などで受け取れなかった方の通知カードは、市役所に返送されています。

本人確認書類を持って、マイナンバーカード臨時窓口へお越しください。なお、代理人が受け取る場合は、本人及び代理人の本人確認書類と、委任状が必要です。

〈市民係〉

4 マイナンバーの利用を開始

1月から、社会保障・税・災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まります。手続きの際に、本人や家族のマイナンバーを記載していただくことになります。

5 利用の際には必ず本人確認

他人によるなりすましなどを防ぐため、本人確認を行います。

本人確認に必要なものは、本人のマイナンバーを確認できる書類

(個人番号カード、通知カードなど)と、**2**に記載の本人確認書類です。なお、個人番号カードは1枚でマイナンバーの確認と本人確認ができます。

代理人が手続きを行う場合は、本人の個人番号カードまたは通知カード(いずれも写し可)、代理人の本人確認書類、委任状をお持ちください。

手続きを郵送で行う場合に本人

確認をする方法や、**2**に記載した以外の本人確認書類などについて詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

6 個人番号カードの安全性

税に関する情報など、プライバシー性の高い個人情報には記録されません。また、顔写真、暗証番号が設定されているため、不正に利用される危険性は低くなっています。

〈企画調整担当〉

市立中学校の通学区域を変更

市立学校の適正規模や通学区域などについて審議する審議会の答申に基づき、昭和中の通学区域の一部を、瑞雲中の通学区域に変更します。

◇対象 平成28年度の新中学1年生から
◇変更区域 中神町1149番地、1288～1361番地(1307番地の1・6・8を除く)、1363～1376番地、1380～1381番地、1385番地、1387～1388番地、1391～1394番地、1400番地

☆詳しくは、学務係へ。

教育・就学・巡回相談員、 スクールソーシャルワーカーを募集

◎教育・就学・巡回相談員

◇対象 臨床心理士または臨床発達心理士の資格を持つ方

◎スクールソーシャルワーカー

◇対象 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持つ方

【共通事項】

◇採用期間 4月1日～平成29年3月31日

◇勤務日 月～金曜日のうち週3日

◇勤務時間 午前8時30分～午後5時

◇報酬 日額1万4000円

◇募集人数 若干名

◇選考 書類審査、面接

◇申し込み 1月21日までに履歴書を特別支援教育係へ

☆詳しくは、特別支援教育係へ。